

第14回東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議  
議長声明（概要）

2024年7月27日

【EASのレビューと将来の方向性】

●EASが、国際法に支えられた進化するルールに基づいたASEAN中心の地域枠組みの不可欠な構成要素である、開放的で、包摂的で、透明かつ外向きのフォーラムであり続けることを再確認。EASにおけるASEANの中心的役割を再確認するとともに、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の原則に沿う形で全てのEAS参加国と緊密に連携して取り組むことへのASEANのコミットメントを強調。多国間主義及び国際法に基づく国際秩序の強化におけるEASの重要な役割を強調。（パラ3）

【協力分野】

●2023年7月に採択された新たなEAS行動計画（2024-2028）の下での進展を歓迎。（パラ7）

●AOIPの原則並びにAOIPの主流化及び実施におけるASEANの取組に対する支持を表明。（パラ8）

（平和及び安全保障）

●女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの重要性を再確認。（パラ9）

●情報通信技術（ICTs）の利用において増す安全の重要性を強調。EAS参加国に対して、この分野における協力を一層強化することを慫慂。（パラ10）

●越境犯罪、サイバー犯罪及びサイバー犯罪に関連した人身売買を含め、伝統的及び非伝統的な安全保障の課題に関する議論を認識し、関連するEAS首脳声明及び宣言の実施に対するコミットメントを再確認。（パラ11）

（気候、環境及びエネルギー協力）

●EAS諸国によるカーボン・ニュートラルに向けた現実的なエネルギー移行の道筋の達成を支援する東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の活

動を評価。(パラ 14)

●特に、エネルギー効率及び省エネルギー、ネットゼロ・エミッション及び低炭素エネルギー技術、水素・アンモニア燃料に関する具体的なイニシアティブを期待。これに関し、ASEANエネルギー協力行動計画(APAEC)に貢献し、多様な道筋を通じた地域におけるエネルギー移行を加速化させるアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想の下での活動に留意。(パラ 17)

(教育協力)

●EAS参加国間の長期的かつ互恵的な教育協力を慫慂。EAS参加国による包摂的で質の高い教育プログラム及び活動の実施を賞賛。(パラ 18)

●スポーツ、文化及び芸術分野におけるASEAN及びEAS参加国間のより多くの協カイニシアティブを探求するためのより一層の取組を求めた。(パラ 19)

(金融)

●EAS参加国は、マクロ経済及び金融開発に関する意見交換を通じた外的ショックに対する地域の強靱性の一層の強化への支持を表明。(パラ 20)

(グローバルヘルス及び感染症)

●関連するEAS首脳声明に基づいた感染症予防及び対応における集団的能力の強化の重要性を認識。(パラ 22)

(自然災害管理に関する協力)

●ASEAN防災緊急対応協定(AADMER)及び同作業計画2021-2025の実施に対する継続的な支持へのコミットメントを改めて表明。「One ASEAN, One Responseに関するASEAN宣言」の実施強化及びASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)の能力強化に対する支持を再確認。(パラ 23)

●EAS参加国に対して、ASEAN中心性を尊重しつつ、災害管理における協力を引き続き促進することを慫慂。(パラ 24)

(ASEAN連結性に関する協力)

●ASEAN連結性マスタープラン(MPAC)2025及びその後継文書の実

施において、非ASEANのEAS参加国との一層の協力強化を期待。(パラ25)

(経済協力及び貿易)

●世界貿易機関(WTO)をその中核とした、ルールに基づき、無差別で、開かれた、公正で、包摂的で、公平で、持続可能かつ透明性のある多角的貿易体制の強化、並びにWTOがその全ての機能を改善するために必要な改革に向けた取組に対するコミットメントを再確認。特に、デジタル化、グリーン経済並びにサプライチェーンの強靱性及び連結性等の共通の関心分野におけるEAS参加国間の経済協力の強化へのコミットメントを再確認。(パラ27)

(食料安全保障)

●地域及び世界の食料安全保障及び栄養を確保するためのローカル、地域及び世界の食料サプライチェーン及びロジスティック・システムの強化における実用的で具体的な措置を講じるため、持続可能な農業に関するASEANガイドラインの実施に関するASEAN行動計画の策定及び2023年に採択された危機に対応した食料安全保障及び栄養の強化に関するASEAN首脳宣言の実施への支持を表明。(パラ31)

(海洋協力)

●国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法等に従って、EAS参加国間の海洋協力を強化することへの支持を表明。重複を避けるため、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)及び拡大ASEAN海洋フォーラム(EAMF)等の他のASEAN主導のメカニズムとの補完性を強化する必要性を強調。(パラ32)

(女性の地位向上及びエンパワーメント、若者の参加)

●地域における女性の地位向上及びエンパワーメント並びに若者の参加に向けた協力強化への支持を表明。(パラ35)

●緊急のアジェンダとして、児童オンライン保護を認識。(パラ37)

●最悪の形態の児童労働の予防及び撤廃に対する支持を表明。(パラ38)

●ジェンダー平等及び社会的包摂の推進に対するコミットメントを表明。(パラ

**【地域及び国際情勢】****（朝鮮半島情勢）**

●朝鮮半島の最近の情勢に懸念を表明するとともに、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による継続した平和的な対話の重要性を強調。多くの閣僚が、地域の平和と安定を脅かす懸念すべき事態である、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル実験、弾道ミサイル発射の最近の急増及び朝鮮半島において増大する緊張に重大な懸念を表明。多くの閣僚が、北朝鮮に対して、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守するよう求め、当事者による平和的な対話を呼びかけるとともに、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定の実現に向けて引き続き取り組むことを求めた。多くの閣僚が、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行を求めるとともに、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。全ての当事者間の平和的な対話に資する環境の醸成を含め、外交努力が優先事項であり続けるべきである。当事者間の平和的な対話に資する雰囲気促進の上で、ARFといったASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改めて表明。複数の閣僚が、拉致及び抑留者問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念である問題に対処することの重要性を強調。（パラ41）

**（南シナ海情勢）**

●南シナ海の状況について議論し、全ての人々の安全を危機にさらす行動を含め、信頼と信用を損ない、緊張を高め、また、地域の平和、安全及び安定を損ない得る埋め立て及び同海域での活動について、複数の閣僚から懸念が表明された。相互の信頼と信用を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動の実施を自制し、状況を更に複雑化させ得る行動を回避する必要性を再確認。UNCLOSを含む国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得ると2002年の南シナ海における行動宣言（DOC）で言及された活動を含め、クレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における自制の重要性を強調。（パラ42）

●南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄

の海とすることの利益を認識。DOCを全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。特に、南シナ海における行動規範(COC)交渉テキストのシングルドラフト(SDNT)の三読目の開始をはじめとする、COCに関する進行中の交渉においてこれまでに達成された進展に満足するとともに、これに関して継続的で前向きな機運を慫慂。UNCLOSを含む国際法に従った、実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を期待。(パラ43)

(ミャンマー情勢)

●ミャンマー情勢について議論し、紛争のエスカレーション及び人道的状況について深い懸念が表明された。ミャンマーにおける政治的危機に対処するための主要な準拠であり続けるASEAN首脳「5つのコンセンサス」(5PC)への支持を再確認。関連する首脳の決定を再確認。市民及び公共施設に対する継続的な暴力行為を非難し、即時停止を求めた。全ての関係者に対して、無差別な暴力を即時停止するよう具体的な行動をとり、いかなるエスカレーションも非難し、最大限自制し、全ての市民の保護と安全を確保し、人道支援の供与及び包摂的な国民対話に資する環境を醸成するよう求めた。(パラ44)

●ASEAN首脳5PCの4つ目の項目をミャンマーと協力して実施するAHAセンターによるフェーズ1(救命/新型コロナ対応)及びフェーズ2(生命維持)の下でのASEAN人道支援の供与の進展を歓迎。2024年7月10日時点で、ザカイン地域、マグウェ地域、シャン州南部及びモン州における被災者に届いた食料(米、米・豆類・油・塩から成る食料パッケージ)及び非食料品(家族キット及び個人衛生キット)の供与を通じたフェーズ2対応の下での総配布額が約188万米ドルであることに留意。これに関し、ミャンマーに対するASEANの人道支援の提供におけるAHAセンターの継続的な取組を賞賛し、5PCに従い、また、ミャンマーに関するASEAN議長特使を通じてASEAN議長と調整されたタイの人道イニシアティブを歓迎。ASEAN加盟国、域外パートナー及び民間セクターによる貢献に感謝し、ミャンマーにおける全ての関係者に対して、5PCの4つ目の項目のより効果的な実施に向けて、差別なく、ミャンマーの人々への安全で透明な配布を確保することを求めた。国内避難民(IDPs)の安全及び生活の確保を目的としたものを含め、国際社会からの人道支援に対するより規模の大きい追加的な財政支援を求めた。(パラ45)

●5PCの全体としての実施における進展を促進させるためのミャンマーに関するASEAN議長特使の取組を賞賛。持続可能な方法で関係者と接触し続け、地域の平和、安全及び安定のための、ミャンマー自身かつミャンマー主導の包摂

的で永続的な平和的解決をミャンマーの人々が達成することを助けるための特使の取組を歓迎。(パラ 4 6)

(ウクライナ情勢)

●ウクライナに関し、全ての国家に関して、主権、政治的独立及び領土一体性の尊重を引き続き再確認。国連憲章及び国際法の遵守を求めることを改めて表明。国連憲章全体の目的及び原則に基づいて公正かつ永続的な平和を達成すること、及び敵対行為の即時停止及び平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。平和的解決を追求する国連事務総長の取組を支持。人道支援を必要としている人々への迅速で、安全かつ妨げられることのないアクセスを促進し、市民、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々を保護することを求めた。複数の閣僚は、最近の情勢及び根本的な要因に対処する必要性について表明された見解に留意。(パラ 4 7)

(中東情勢)

●10月7日の攻撃以降悪化しているガザの悲惨な人道状況に重大な懸念を表明。特に女性及び子供等の憂慮すべき数の犠牲並びに人道危機の悪化をもたらしてきた市民及び民間インフラに対する全ての攻撃を非難し、ガザにおいて食料、水及びその他の必需品へのアクセスを促進するためにより多くのことがなされるよう求めた。全ての関係者に対して、国連安保理決議第2735号主文2で言及されている停戦提案を受け入れるよう求めた。23名のASEANの国民、女性、子供、病人及び高齢者を含め、全ての人質の即時かつ無条件の解放を求めた。いかなる恣意的な拘束からも解放されることの重要性を強調。ガザへの人道支援の提供にかかる様々なASEAN加盟国及びEAS参加国の取組を賞賛し、全てのASEAN加盟国及び域外パートナーに対して、ガザへのそうした支援を引き続き提供及び促進するよう求めた。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)によるそのマンデートの行使を支持するとともに、国連ガザ人道復興上級コーディネーターが効果的かつ効率的に自身の任務を完遂し、紛争後の復興に関する取組並びに他の国際援助機関の取組を始めることを支持。海路によるものを含め境界の検問所における対応能力の強化を通じたものを含め、支援を必要としている人々に対する迅速で、安全で、妨げられることのない持続的な人道アクセスを求めた。全ての紛争当事者に対して、市民を保護し、国際人道法及び国際人権法に従うよう求めた。全ての関係者に対して、国際法並びに関連する国連安保理決議及び国連総会決議に従った二国家解決の実現のために、平和的な紛争解決に向けて取り組むことを求めた。2024年1月26日に国際司法裁判所(ICJ)が出した暫定措置命令に留意するとともに、複数の閣僚

がその重要性を強調。2024年7月19日のICJの勧告的意見を認識。この文脈で、国際法を遵守する重要性を再確認。中東における緊張の高まりに重大な懸念を表明し、全ての関係者に対して、自制し、状況を悪化させ得る行為を回避し、地域の平和及び安定を維持するために、外交及び対話を通じて相違を解決するよう求めた。(パラ48)

#### **【その他の事項】**

- 2024年10月にラオスで開催予定の来る第19回EAS首脳会議の準備について議論。(パラ50)
- 2025年にマレーシアで開催予定の第15回EAS外相会議の開催を期待。(パラ51)

(了)